

道央廃棄物処理組合事務局設置条例施行規則

(平成26年4月1日規則第6号)

(趣旨)

第1条 この規則は、道央廃棄物処理組合事務局設置条例（平成26年道央廃棄物処理組合条例第5号）第2条の規定に基づき、管理者の権限に属する事務を処理するための組織及び事務分掌に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 道央廃棄物処理組合事務局（以下「事務局」という。）は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 廃棄物広域処理に係る計画の策定に関すること。
- (2) 道央廃棄物処理組合（以下「組合」という。）の規約、条例等の立案に関すること。
- (3) 組合の予算及び決算に関すること。
- (4) 組合の財産の取得、処分及び管理に関すること。
- (5) 廃棄物焼却施設の設置に関すること。
- (6) 廃棄物焼却施設の管理及び運営に関すること。
- (7) 組合職員の人事に関すること。
- (8) 組合を組織する市町その他関係団体等との連絡調整に関すること。
- (9) その他組合の運営に関すること。

(組織等)

第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に企画課、総務課及び施設課を置く。

(職員等)

第4条 事務局に事務局長、事務局次長、課長その他必要な職員を置く。

(職務)

第5条 事務局長は、管理者の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故のあるとき又は欠けた

ときは、その職務を代理する。

3 課長は、上司の命を受け、課の事務を掌理し、その事務に従事する職員を指揮監督する。

4 職員（前3項に掲げる者を除く。）は、上司の命を受け、事務に従事する。
（委任）

第6条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。